

令和 8 年 6 月 9 日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和8年6月9日（火）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 松岡 浩吉 | 2番  | 中川 浩志 | 3番  | 後藤 賢治 |
| 4番  | 富永 安弘 | 5番  | 住吉 栄男 | 6番  | 杉田 年徳 |
| 7番  | 瀬井 悦老 | 8番  | 津留 孝二 | 9番  | 野尻 昭生 |
| 10番 | 芹口 民雄 | 11番 | 欠番    | 12番 | 篠田 晶子 |
| 13番 | 中川 和子 | 14番 | 安藤 吉孝 |     |       |

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 津留 大輔 |
| 次長   | 植田 雄亮 |
| 主幹   | 高崎 康誌 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>定刻を若干過ぎておりますが、ただ今から令和8年度第3回目の高森町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、全13名が出席をされておりますので、高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立したことを御報告させていただきます。</p> <p>続きまして、会長の挨拶となっております。</p> <p>芹口会長よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 会長  | <p>6月になり梅雨の時期となりました。</p> <p>先日、東京で全国農業委員会会長大会がありましたが、台風の影響で飛行機はどうかと心配しましたが、熊本空港からは問題なく、鹿児島空港からは欠航で行けなかったとのことでした。</p> <p>大会では、地域計画の実行とブラッシュアップが発表されてましたが、全国的にいろんな地域で需要があるものかとは思いますが、大会ではブラッシュアップの推進が決議されました。</p> <p>また、熊本県内の農業委員会会長さんと国会議員さんとの県主催懇親会があり、地域計画の中に位置づけられている若手の就農者の育成を図り、時代に合った農業委員会の在り方についての要望書を提出いたしました。</p> <p>私も国会議員さんと蓄電池の話をさせていただきましたが、こういうことがだんだん増えている中であり、いろいろな政策もあることからなかなか難しいところもあると思いますけど、トラブル等が発生しないよう、農地転用の許可基準を早急に作っていただくお願いをしておきました。</p> <p>そういうことで、帰る日は飛行場で1時間ほど待機させられましたが、最終的に帰ってこれました。</p> <p>本日もいろいろと議案がありますけども、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>芹口会長、御挨拶、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の3番、議事に移りたいと思います。</p> <p>会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、芹口会長に議事の進行をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 会長  | <p>では、ただ今より総会を始めます。</p> <p>では、「議第6号」</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。</p> <p>本委員会の決定に附する。</p> <p>令和8年6月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長  | <p>はい。では今回の署名は6番（杉田 年徳）委員、7番（瀬井悦老）委員にお願いしたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

|              |                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | <p>よろしくお願いします。</p> <p>では、「<b>報告第3号</b>」</p>                                                                                                                                                                     |
| 事務局          | <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別紙のとおり本委員会に報告する。</p> <p>令和8年6月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。</p>                                                                                                                      |
| 議長           | <p>はい。これは報告ですので、事務局のほうから御説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                       |
| 事務局          | <p>事務局から説明いたします。</p> <p>4ページをお開きください。番号1、土地の所在地、登記地目、現行地目登記面積、相続人届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては、親から子への相続になります。</p> <p>補足資料は、3ページになります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>                                             |
| 議長<br>(複数委員) | <p>何か御質問等はございませんか。</p> <p>ありません。</p>                                                                                                                                                                            |
| 議長           | <p>では、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>「<b>議第7号</b>」</p>                                                                                                                                                                  |
| 事務局          | <p>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。</p> <p>別紙のとおり本委員会の決定に附する。</p> <p>令和8年6月9日提出、高森町農業委員会会長 芹口 民雄。</p>                                                                                                                  |
| 議長<br>5番委員   | <p>はい、では5番（住吉 栄男）委員の御説明お願いします。</p> <p>借受人、貸出人、農地の情報等につきましてはこのとおりになります。貸借による申請です。</p> <p>よろしくお願いします。</p>                                                                                                         |
| 事務局          | <p>事務局から補足いたします。</p> <p>5番（住吉 栄男）委員が御説明しました議題の補足資料は5ページから6ページになります。申請書及び事項証明書に記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て、本申請については、相当であると判断しております。</p> <p>事務局からの補足は以上です。</p> |
| 議長           | <p>はい。何か御質問等はございませんか。</p> <p>無ければ可決したいと思います、今回から賛成の方は挙手をお願いするようにしますので、よろしくお願いします。</p> <p>では賛成、同意される方は挙手をお願いします。</p>                                                                                             |
| (全委員)        | <p>(全員挙手)</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 議長           | <p>はい。では1番については可決いたします。</p>                                                                                                                                                                                     |

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
|       | では、2番については6番（杉田 年徳）委員に御説明を願いたいと思います。                                    |
| 6番委員  | 2番の案件につきましては、借受人、貸出人、農地につきましてはこのとおりになります。売買による申請です。農地の表示は資料のとおりです。      |
|       | よろしく申し上げます。                                                             |
| 事務局   | 事務局から補足いたします。                                                           |
|       | 6番（杉田 年徳）委員が御説明した分の補足資料は、7ページから8ページになります。                               |
|       | 許可基準につきましては、申請書及び事項証明書に記載の情報から、農地法第3条の農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 |
|       | 以上のことから、総合的に見て認可申請については許可相当であると判断しております。                                |
|       | 以上のことから、総合的に見て本申請については相当であると判断しております。                                   |
|       | 事務局からの補足は以上です。                                                          |
| 議長    | はい、ではこのことについて許可される方の挙手をお願いしたいと思います。                                     |
| (全委員) | (全員挙手)                                                                  |
| 議長    | はい、ありがとうございました。                                                         |
|       | では、3番については8番（津留 孝二）委員にお願いします。                                           |
| 8番委員  | はい、8番（津留 孝二）委員です。                                                       |
|       | 借受人・貸出人はこのとおりでございます。                                                    |
|       | 補足資料はの9ページからになっております。                                                   |
|       | よろしく申し上げます。                                                             |
| 事務局   | 事務局から補足いたします。                                                           |
|       | 申請書及び事項証明書に記載の情報から、農地法第3条の許可要件の内、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。      |
|       | 以上のことから、総合的に見て今回申請については許可相当であると判断しております。                                |
|       | 事務局からの補足は以上です。                                                          |
| 議長    | 何か御質問等はございませんか。                                                         |
| 2番委員  | 2番（中川 浩志）委員です。                                                          |
|       | これ面積が64㎡と、とっても狭いですね。                                                    |
| 8番委員  | ここは農地の畔部分で、その分だけ頂いたということです。                                             |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | 他に何かありますか。<br>無ければ賛成の方は挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (全委員) | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長   | はい、では可決いたします。<br>では4番ですね。5番(住吉 栄男)委員をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 5番委員  | 5番(住吉 栄男)委員です。<br>譲受人、譲渡人等の情報はこのとおりです。<br>面積が3反と非常に狭い土地なんですけど、住宅を含む売買と<br>いうことです。以上です。                                                                                                                                                                                                                              |
| 事 務 局 | 事務局から補足いたします。<br>5番(住吉 栄男)委員の説明につきましては、補足資料は1<br>1ページから12ページになります。<br>先程言われたとおり、農地を引継ぎ、買われてるんですけど<br>も、今後、堀農園さんが育苗ハウスとして保全管理をした上で使<br>われるということで申請が上がっております。<br>基準といたしましては、申請書及び事項証明書に記載の情報か<br>ら、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域<br>との調和要件などの要件を満たしております。<br>以上のことから、総合的に見て当申請については相当であると<br>判断しております。<br>事務局から補足は以上です。 |
| 議 長   | はい。何か御質問はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事 務 局 | ちょっと見にくいと思うんですけど、ハウスの骨組みが残っ<br>ており、住宅側の竹やぶになっている土地で、以前はもみ殻を擦<br>るところとして利用されていました。<br>なお、譲受人の方から連絡があり、住宅には外国人の従業員を<br>住まわせる形で利用したいということです。<br>以上です。                                                                                                                                                                  |
| 議 長   | 何か御質問等はございませんか。<br>無ければ決を取りたいと思いますので挙手をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (全委員) | (全員挙手)                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長   | はい、ありがとうございます。<br>次は5番ですので、9番(野尻 昭生)委員をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 9番委員  | 9番(野尻 昭夫)委員です。<br>借受人・貸出人はこのとおりでございます。<br>補足資料はの13・14ページとなっています。<br>よろしくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                     |

事務局

事務局から補足いたします。

14ページをお開き頂くと分かりますけど、竹藪の写真が載っております。

この所在地につきましては竹藪の中であり、ちょっと危険でしたので中に入れませんでした。

申請の際に説明がありましたが、今回許可を受けた後はこの竹藪を伐竹してきれいに整備し、土づくりを行った上で、牧草畑として一体的に使いたいということです。

申請書及び事項証明書に記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て申請については相当であると判断しております。

事務局からは以上です。

議長  
2番委員

では、何か御質問ございませんか

2番（中川 浩志）委員です。

これ伐竹し、きれいにしてから土作りをした上で牧草畑とするそうですが、竹藪を農地に戻すときの補助金とかはないのですが。

事務局

2番（中川 浩志）委員さんの質問にお答えしたいと思います。

一応、補助事業として要望があるんですけども今年度から要件が厳しくなりまして、今までは県の単独事業もありましたが、それもなくなり、今年度から国の事業になるんですけど10年間、県の農業公社を通して借りないと要件を満たさないとのことで、ただ、面積が1,276㎡であり、国の補助事業は3、4万円なので割に合わないと思います。

議長

他に御質問はありませんか。

無ければ賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員）

（全員挙手）

議長

はい。ありがとうございました。

では以上をもちまして総会を終了します。